

女性活躍推進のための会議室を活用した無料講座実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 自身の知識や経験等を活かして活動したいと考える女性に対し、講座やワークショップ（以下「無料講座等」という。）を実施するための会場を提供することで、女性自身が経験を積み、活動の幅を広げるとともに、新たな交流の機会を生み出す契機とする。

(内容)

第2条 経験を積み、活動の幅を広げるために無料講座等の実施を希望する女性は、市および八尾市男女共同参画センター「すみれ」（以下「すみれ」という。）と協議の上、会議室の提供を受けるものとする。

第2章 無料講座等の実施

(実施者)

第3条 実施者（団体の場合はその構成員）は次の要件を満たすものとする。

- (1) 当事業を遂行できると認められること。
- (2) 国や地方公共団体が実施し、又は国や地方公共団体から補助や助成を受けていないこと。
- (3) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

(実施回数)

第4条 会議室の提供は、1人（1団体）につき当該年度において3回程度とする。

(無料講座等の内容)

第5条 無料講座等の内容は、次に掲げる基準をすべて満たすものであること。

- (1) 実現可能であり、一定数の参加者が見込める内容であること。
- (2) 市民に対し広く参加を呼びかけることができるものであること。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的としたものでないこと。

(無料講座等の提案)

第6条 無料講座等の実施を希望する者は、次に掲げる書類（以下「講座企画書」という。）を実施希望月の3ヵ月前までの間に、市に提出しなければならない。

- (1) 会議室を活用した無料講座等 申込書兼講座企画書（様式1）
- (2) その他参考資料

2 前項に定める講座企画書に基づき、市と「すみれ」で協議の上、実施を決定する。

(無料講座等の実施)

第7条 無料講座等の実施については、次に掲げる範囲において実施するものとする。

(1) 1回につき、90分を超えないこと。

(2) 事前申し込みが必要な場合、無料講座等への参加を希望する市民等からの申込受付は「すみれ」において受け付ける。

(3) 実施に係る材料費等の実費を徴収する場合を除き、受講料その他受講の対価としての金銭の負担を参加者に求めてはならない。

(4) 講座等参加者に対するアンケートの実施及び集計を行うこと。

2 無料講座等の実施にあたり、「すみれ」は実施者と調整の上、実施日時の調整及び備品の貸与、情報発信等に協力する。

3 無料講座等の実施後、実施者は1ヵ月以内に実施報告書(様式2)とアンケートの集計を市に提出しなければならない。

第3章 雑則

(個人情報の取り扱いについて)

第8条 無料講座等の実施により取得した個人情報は市において管理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、「すみれ」及び市が協議の上、決定するものとする。

附則

この要綱は令和2年4月1日より適用する。

附則

この要綱は令和3年6月1日より適用する。

附則

この要綱は令和7年4月1日より適用する。